

札幌市学校施設冷房設備整備事業 PFI アドバイザリー業務  
公募型企画競争 提案説明書

令和6年4月

札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課

## 1 業務名

札幌市学校施設冷房設備整備事業 PFI アドバイザリー業務

## 2 業務の目的

本市では、近年の夏季期間における気温の上昇を受け、学校教育環境の安全を確保するため、市立学校の普通教室等へ冷房設備を整備することとし、整備手法として「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「PFI 法」という。）に基づき、設計、工事及び工事監理等を民間事業者にも包括的に発注することを計画している。

本業務は、上記学校施設への冷房設備整備に係る事業（以下「本事業」という。）の実施に際し、事業概要等の事前検討及び PFI 法に基づいて行う実施方針の作成から民間事業者との契約締結までの検討・手続きに関する総合的な支援を行うことを目的とする。

また、本事業の実施に係る各種疑義に対する専門的知見からの適切なアドバイス及び関係者等への情報提供等の支援を併せて行うものとする。

## 3 業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

## 4 予算規模（契約限度額）

37,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

## 6 契約概要

### (1) 告示日

令和 6 年(2024 年) 4 月 26 日（金）

### (2) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補者との随意契約

## 7 企画提案を求める事項

### (1) 過去の業務実績

PPP/PFI のアドバイザー業務や PPP/PFI 導入可能性調査業務、その他 PPP/PFI に関する調査・検討業務の実績を示すこと。

### (2) 業務計画案

本業務における調査・検討方法、業務スケジュール、執行体制等を示すこと。

### (3) 事業概要等の事前検討

事業概要等の事前検討に際して特に重要となる事項を示し、どのような点に配慮して作業を進めていくのか、そのポイントや具体的な対応方法等を示すこと。

### (4) 事業進行における重要な事項

本事業の実施方針、要求水準書、入札説明書の作成及び契約事項に係る調整等、PFI 事業の事業者選定プロセスにおいて、特に重要となる事項を示し、どのような点に配慮して事業を進行していくのか、そのポイントや具体的な対応方法を示すこと。

### (5) 独自提案

「5 業務内容」に示す事項以外に、調査・検討すべき事項や付加できる事柄がある場合は、その理由を付して提案すること。

## 8 参加手続に関する事項

### (1) 日程（予定）

手続	日程
企画提案の公募開始（告示）	令和6年4月26日（金）
質問書の提出期限	令和6年5月8日（水）※1
参加意向申出書及び企画提案書等の提出期限	令和6年5月17日（金）※1
参加資格の確認及び書類審査（一次審査）	令和6年5月21日（火）
ヒアリング（二次審査）※2	令和6年5月27日（月）

※1 提出期限は、それぞれ期限日の17時必着とする。

※2 ヒアリング（二次審査）は、必要と認める場合のみ実施する。

### (2) 提出書類

本企画競争への参加を希望する者は、下記の提出書類について、提出書類①は、提出期限までに正本1部を担当部局へ持参又は郵送により提出すること。また、提

出書類②～④は、正本1部を提出期限までに持参又は郵送により提出、若しくは、PDFファイル形式にて電子メールにより提出すること（電子メールにより提出する際の件名は「アドバイザー業務（企画提案書）」とすること）。なお、提出書類等は返却しない。

提出書類	備考	提出期限
①参加意向申出書	・様式1	5月17日（金） 17時必着
②業務実績報告書	・様式2 ・実績として報告する業務の概要がわかる資料（契約書写し等）を添付すること	
③企画提案書	・A4、左綴じ ・自由様式 ・表紙に会社名、会社所在地、代表者職・氏名を記載 ・ページ数は表紙を除き、15ページ程度を目安とする	
④業務従事者（協力会社）	・様式3 ※協力会社を利用する場合のみ提出 ・従事者1名につき1枚作成すること	
⑤参考見積書	・自由様式 ・見積額の根拠がわかるように記載 ・業務ごとの内訳金額、人工についても記載すること	

### (3) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、提出期限（5月8日（水）17時）までに質問書（様式4）を原則として電子メールにより提出すること。その際の電子メールの件名は「アドバイザー業務（質問書）」とすること。なお、提案内容と関連しない項目（例：参加意向申出書の記載方法等）については電話での質問も認める。

また、質問書への回答は、質問を受理した日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を札幌市公式ホームページ内「教育委員会生涯学習部 入札・契約等情報」のページに掲載する。

## 9 関係資料

企画提案書の作成にあたっては、下記の資料を参考とすること。

### ① 札幌市 PPP/PFI 活用方針

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/ppppfi/houshin/index.html>

### ② 札幌市学校施設冷房設備整備 PFI 導入可能性調査報告書

参加意向申出書を提出した者で閲覧を希望する者は、「19 問い合わせ先（担当部局）」の担当部局において閲覧可能（コピー不可）とする。なお、閲覧を希望する場合は、担当部局へ事前に連絡し、閲覧可能日時を確認すること。ただし、一部の内容については非公開とする。

## 10 選定方法

「札幌市学校施設冷房設備整備事業 PFI アドバイザリー業務に係る企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）」の審査において、別紙「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（入選者）を選定する。

### (1) 参加資格の確認及び書面審査（一次審査）

ア 参加資格については「11 参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ 参加資格確認結果及び書面審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

### (2) ヒアリング（二次審査）

企画提案者が多数である場合や書面審査のみで入選者の選定に至らない場合等は、実施委員会委員長の決定により、企画提案者に対し、以下のとおりヒアリングを行うことがある。

ア 対象者

書面審査の結果、ヒアリングの必要があると認める企画提案者とする。なお、企画提案者が多数の場合は、書面審査を一次審査と位置づけ、5者程度を通過者数の目安とする。

イ 出席者

企画提案者ごと総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ 時間

ヒアリングは1企画提案者あたり約20分（提案説明10分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う（対象者数等により、1企画提案者当たりのヒアリング時間を変更する場合がある）。

エ 提案説明

(ア) 提案説明は企画提案書を使用して行うこと。

(イ) 説明に際して、パワーポイント等を使用することを可とする。ただし、その

場合も内容は企画提案書の範囲内とし、資料の追加は認めない。新たな提案と判断される部分については、原則、評価の対象から除くものとする。

- (ウ) プロジェクター及びスクリーンは本市にて用意するが、パソコンは企画提案者が用意すること。なお、パワーポイント等を使用する場合やプロジェクターへの事前の接続・動作確認等を希望する場合は、担当に連絡すること。

#### オ 審査

- (ア) 審査は、「評価項目及び評価基準表」のすべての評価項目に基づき評価を行う。
- (イ) 総合得点満点の5割を最低基準点として定め、当該最低基準点に満たない場合は、入選者とししない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは入選者として選定する。
- (ウ) 実施委員会による採点が同点となった場合、評価項目における「(2) 業務計画案」、「(3) 事業概要等の事前検討」及び「(4) 事業進行における重要な事項」の評価点の合計が高い者を入選者として選定する。なお、前述した評価点の合計も同点である場合は、その企画提案者を対象としたくじ引きにより入選者を選定する。

### (3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務の委託については、原則として入選者を委託候補者とし、その契約手続きは、札幌市契約規則によるものとする。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、入選者が契約締結までの間に「11 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や入選者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とした者を委託候補者に繰り上げ、交渉を行う場合がある。

### (4) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知することとし、選定の結果に対する質問については、原則として、文書にて担当部局に提出すること。

## 11 参加資格要件

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限までの間において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 過去に類似業務の実績を有していること。

## 12 再委託について

受託者は、業務の一部について協力会社への再委託を行うことができる。ただし、業務の主たる部分の再委託及び総括責任者を協力会社の者とすることは認めない。

## 13 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 「11 参加資格要件」を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

## 14 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出基幹、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者

- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者

## 15 参加資格等についての申立て

本企画競争において、参加資格を満たさない、もしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由等について書面により求めることができる。

## 16 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

## 17 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、企画提案者自らが企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づく公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

## 18 その他留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

- (3) 本市が提供した資料は、本市の了解なく、公表、使用することができない。
- (4) 本業務の受託者（協力会社等を含む。）及びこの者と資本・人事面において関連があると認められる者は、この契約の対象となる整備等がPFI法第7条に基づく特定事業として選定された場合において、同法第8条に定める民間事業者の選定への応募又は参画及び応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等となることを認めない。

※ 「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

## 19 問合せ先（担当部局）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課調整担当 福士

TEL：011-211-3835 FAX：011-211-3837

電子メールアドレス：kyoiku-keikaku@city.sapporo.jp

ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keiyakukoukai/shogaigakusyu-keiyaku.html>

(提案説明書別紙)

**評価項目及び評価基準表**  
業務名：札幌市学校施設冷房設備整備事業PFIアドバイザー業務

■実施委員審査項目（採点は札幌市学校施設冷房設備整備事業PFIアドバイザー業務実施委員会の委員が行う）

評価項目	評価の視点	配点	係数	評価				
				特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
(1) 過去の業務実績	・ PPP/PFI事業のアドバイザー業務やPPP/PFI導入可能性調査、その他PPP/PFIに関する調査・検討業務の実績を豊富に有しているか ・ 学校施設整備や空調設備整備等、本業務と類似性のある実績を有しているか	10	2	5	4	3	2	1
(2) 業務計画案	業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進めることができる執行体制及びスケジュールとなっているか	25	5	5	4	3	2	1
(3) 事業概要等の事前検討	・ 有効性：業務の目的を達成するにあたり必要かつ効果的な提案となっているか ・ 具体性：業務内容に適格性、具体性、実現性はあるか ・ 専門性：高度な専門性、技術力等が見込めるか	30	6	5	4	3	2	1
(4) 事業進行における重要な事項	(3)に同じ	25	5	5	4	3	2	1
(5) 独自提案	(3)に同じ	10	2	5	4	3	2	1
	合計（委員1人あたり）	100						